

されて、るわけですよ。予算編成についてというものは十月初めに、毎年、そうなんですけれども、出されて、るわけですよ。すると、その中でいろいろ国の関係、都の関係を手短に分けて、あるわけですよ。その中で一つ出されて、るのが、東京都が東京都自身のそういう財政再建というこのために市町村に對して補助金等の削減を図って、いくということが必然的に予想される、これはもうどなたが考えてもそのとおりなんです。そういうことが予測されるわけですから、市としては、五十四年度も五十五年度もそうだったんですけれども、市として可能な限り、市民に對してのしわ寄せ解消のために市の財源機構で施策の継続、補助の継続というのをやめてきたわけですよ。五十六年度も当然そういう方向で、かれるというふうに考えてもよろしいのかどうか、うことです。その辺についてひとつお考えを聞かせていただきたいと思います。

それかつあともう一つここで聞きたいと思つんですが、さっき最後に聞きました福祉関係についてのそういう生活保護級地の一級地昇格というふうなことになる、大変結構なことなんでしょうけれども、そういうことを契機にしながら、福祉問題について、力を入れて、かれるのかどうか、その辺をさっき聞いたんですが、答弁がなかったようなんですけれども、その点について二つだけお聞かせいただきたいと思います。一人なにおおしくお考えになりなくても結構です。

議長（小林菊三君） 暫時休憩いたします。

午後二時三十八分 休憩

午後二時五十三分 開議

議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

市長（田村匡雄君） 自席かりでございますけれども、お答えいたします。

ます。

生活保護関係の一般昇格は非常に結構だと思っております。それより福祉の関係で、五十四年度、五十五年度と同じように予算編成をするのか、とうようなことだと思っておりますけれども、都や国では非常に厳しく見直せとか、いろいろな問題が出ておられますけれども、わが市では一応五十四年度、五十五年度と同じような福祉行政をやっている、とうふうに考えております。

○十二番(松山清君) それでは最後に要望だけにしておきます。幾つか御答弁いただいたんですが、とにかく国都な人への補助金等の関係、削減というふうなことがいろいろ出されてきているわけですから、そういう中でも、とにかく市として市民にしろ寄せが、かかるような予算の編成を、いただきたいと思っております。そういう形の答弁もいたしましたが、ひとつ努力して、いたしたいと思っております。

○議長(小林菊三君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 日程第二陳情書の取り下げ願ひについてを議題といたします。

本件は目下厚生委員会におき、付託審査中となっております。陳情第六号地域防災コミュニティセンターの設置に関する陳情書について、陳情者より取り下げ願ひが提出されたものであります。

事務局より、取り下げ願ひを朗読いたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、願ひのとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、本取り下げ願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第九十九号福生市の一般職員の給与

に關する各例の一部を改正する各例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第九十九号

福生市の一般職員の給与に關する各例の一部を改正する各例につきまして、

その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、御案内のとおり人事院及び東京都人事委員会から、昭和五十五年、国家公務員並びに地方公務員の給与改定の勧告がなされましたわけでございますけれども、福生市におきましてこれに準じまして職員の給与を改定しようとするものでございます。

その内容でございますが、人事院は、去る八月八日、国家公務員に対しまして本年四月一日にさかのぼりまして諸手当込みで基準内給与に對しての率四・六一%の額で九千六百二十一円の勧告がなされております。なお、基準内給与と申しますのは、給料、調整手当、扶養手当、住居手当等を含みます。給与の平均支給額をいっております。

東京都におきましては、十月十六日に同じく基準内給与におきまして、率で四・五六%、額で一萬一千九十九円の勧告がなされております。福生市におきましては東京都の勧告に準じまして改定しようとするものでございまして、基準内給与でアップ率は、東京都より若干低く四・五五%、額では九千七百三十四円と相なっております。

なお、改正各文中におきます第九條第三項中「一萬円」を「一萬一千円」に、「五千円」を「五千三百円」に改めると記載してございますのは、扶養親族のある職員に支給いたします扶養手当の額の改正でございます。配偶者及び配偶者のない場合におきまして扶養親族の第一子につきまして、現在月額一万円を支給しているものでございますが、これを一千元アップし、月額一萬一千円、それから、その他の扶養親族につきましては、現在月額五千円を支給しているものを三百円アップいたしまして、月額五千三百円にしようとするものでございます。

また、別表は記載のとおり改正をいたそうとするものでございます。なお、附則におきまして、記載のとおり公布の日からこの各例を施行し

まして、昭和五十五年四月一日にさかのぼりまして適用しようとするものでござります。なお、第二項におきましての規定は、いままでも支払われました給与は改正後の条例の規定によります給与の内払いとみなすという規定でございます。

なお、この改定に伴いまして要します経費につきまして若干申し上げたいと思ひます。

一般会計におきまして四千百六十三万四千元、特別会計におきまして二百七十六万五千円程度を予定いたしております。また、あうち、本年度当初予算におきましてすでに予測といたしまして三%アップを一応計上させていたんでおりまして、三%アップ分の額で一般会計で二千七百八十六万円、特別会計で百七十六万五千円をすでに計上済みでございますので、不足財源といたしましての額は一般会計で一十三百七十六万四千円でございます。特別会計で百三十三万三千元でございます。これを今回補正予算におきまして追加計上させていたんでおります。

大変難駁でございましたが、議案第九十九号の提案理由並びにその内容

につきまして御説明申し上げました。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上が提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上が質疑を終ります。

○八番(山崎敏三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号については、総務委員会に付託されることを伺ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎敏三郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議ナシと認めます。 ようて議案第九十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第九十一号 福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第九十一号 福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

福生市宮野球場は、一昨年に大幅に整備されました。福生市のメイン球場となり、御案内のように、本年夏には高校野球の東京都予選も開催されております。したがって、今回名称を変更し、市民の利便を図るまいと思ふものでございます。

内容につきましては、第一号、第二号及び別表中「福生市宮野球場」

場を「福生市宮野球場」に改めようとするものでございます。

附則としましては、この条例は、公布の日から施行したいというところでござい

ます。
以上、はなはだ簡単な説明でございしましたが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。説明を終らせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。
ただ今議題となっております議案第九十一号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第九十二号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第九十二号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、借地とありました玉川台児童遊園の大半を残念でございまして、返還しなければならなくなりまして、その規模の縮小に伴い位置

の変更が生じたので、御提案申し上げる次第です。

内容につきましては、玉川台児童遊園は全体で一千九百七十九・二六平方メートルでありましたが、開園後、市におきまして四百十一・八九平方メートルを買収してあるわけで、その位置に交換したいというものでございます。

条例の別表中「福生市大字熊川一四二番地三八」を「福生市大字熊川一四二番地四六」に改めたいというものでございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行したいというものでございます。慎重御審議をいただきますとして御決定賜りますようお願い申し上げます。まして、説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、建設委員会に

付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第六議案第百五号福生市営住宅条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百五号福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

主たる提案の理由といたしましては、御案内のとおり、予定といたしまして、本年三月、市営住宅の建てかえが完了することに伴います。諸規定の追加それから、その他若干の条文整備をしようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

まず第二条第三号、これは条例の中で用語の定義をいたしております。この中におきまして次の二号を加えようとするものでございます。まず四号が、市営住宅建てかえ事業というのは市が施行する法第二条第十一号に規定する今回のようなケースの公営住宅建てかえ事業をいうものであるということでございます。それから五号は住宅監理員、これは法の第二十三条の規定にございますが、いままでこれが条例に規定されていなかったということでございます。して住宅監理員を置くということを追加していただいております。

それから第七条中の規定は、公営等の例外でございまして、今回市営住宅の建てかえ事業によります。市営住宅の除却に伴います入居につきましては、公営等の例外といたしましてこれを認めるということで、今回、この一号を追

次に、第十三条第一項第四号の次に次の一号を加ふると申しますのは、これは使用料の減免規定の事項でございます。建てかえに御協力いただきました方、十名でございますけれども、これらの方々に對しまして五年間にかけて傾斜家賃の採用をしようとするので本規定を追加したものでございます。具体的に申し上げますと、供用開始の日、予定としては来年三月中旬以降、というように予定しております。それから一年、これは規則の附則にうたがえております。たまたま何日か半端になりますので実質的には四月一日から記載しました一年——五十七年三月三十一日ということになります。それから、それまでは決まりました家賃の十分の八を減額する。それから二年目は十分の六・五、それから三年目、それから十分の五・〇、それから四年目、それから十分の三・五、それから五年目、それから十分の二と、それぞれ減額をいたすわけでございます。一応家賃の全額を徴収することになります。年は、入居してからおよそ六年目から一般の入居者と同額の家賃を徴収するということになります。

があるわけでございすけれども、第二十一條には第二項がございませんで、今回この「第一項」という文字をとろうというこゝで改めるものゝございす。

それから、第二十六条及び第二十七条の關係でございすけれども、いまま
で住宅管理人の規定はございしましたけれども、住宅監理員の規定がございせん
ものでしたから、これを今回、同時に条本文整備を令のまして改正しようとするも
のでございまして、第二十六条の第一項、第二項につきましては、記載のとおり、市
長が市の職員の中から住宅監理員を任命し、市営住宅の環境を良好な
状態に維持するようにするんだということで、ここに新設をいたしましたものでござ
います。それから、第三項、第四項につきましては、従来の第二十七条管理人
の設置という規定がございしたけれども、これをここに包含して第二十六条
といたしましたものでございす。

それから次の第二十七条につきましては、やはり条文の関係でございまして、これが従来第二十六条の規定でございしたけれども、これを第二十七条として住宅の検査という事項を入れたわけでございまして、これは内容といたしましては従来第二十六条の規定と同一でございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

また、条例第十条の規定によります市長の建てかえ住宅の使用料につきましては、公営住宅法の規定を参考といたしまして、月額三万二千円と定めるまいと考へております。

なお、入居は先ほど申し上げましたように三月中旬以降の予定でございますが、二月一日の日曜日に抽せんをする予定でございます。

以上、まことに雑駁でございますが、議案第百五号福生市営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いを申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、総務委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第七議案第百六号議会の議員の昭和五十五年

十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第百六号議会の議員の昭和五十五年十二月期
期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由及びその内容
について御説明申し上げます。

十二月期において議員の皆様には支給すべき期末手当の支給割合は、市
の職員の支給率に二十六市のほとんども二・一八ヵ月分ということでござい
ますので、その例に準じまして従来からの計算方式によって計算いたしました
結果、本案記載のとおり報酬月額額の百分の二百八十八と定めようとし
るものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行したいというものでございます。
よろしく御審議をいたさしまして、原案どおり御可決くださることを
お願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎繁三郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号については、委員会付託及び
討論を省略し、原案どおり可決されることを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、
原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第百七号福生市の一般職員の昭和五十五年
十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。